

## 佐賀県GAP認証制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、佐賀県GAP認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、認証制度の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (認証申請等)

第2条 要綱第5条の規定により認証の申請をしようとする生産団体等は、知事に、様式第1号及び関係書類を提出するものとする。

### (認証基準適合の審査)

第3条 知事は、前条の規定により提出された申請について、次に定めるところにより認証基準適合の可否を審査するものとする。

- (1) 知事は、現地調査の実施について、現地調査を実施する日の14日前までに申請者に通知する。
  - (2) 現地調査員は、団体を調査する場合にあっては、所属する生産者数の平方根以上(小数点切り上げ)を満たす数の生産者をサンプリングし、調査するものとする。
  - (3) 現地調査は、現地調査員及び現地調査補助員が申請に係る農産物の農場(ほ場及びそれに附帯する施設、集出荷施設等を含む。)において、認証基準について目視、聞き取り及び計測など適切な方法で実施する。
  - (4) 知事は、現地調査において認証基準に適合していない事項があった場合は、現地調査終了後14日以内に、様式第2号により調査報告書を申請者に通知する。
  - (5) 調査報告書の通知があった申請者は、調査報告書を受領した日から30日以内に、様式第3号により改善報告書を知事に報告する。
  - (6) 知事は、前号の規定による改善報告書の提出を受けた場合は、その内容について審査するものとする。その場合において、必要があるときは、知事は現地において再度調査することができる。
- 2 知事は、現地調査により認証基準を満たしていることを確認した場合又は指摘した事項の改善が講じられたことを確認した場合は、認証審査委員会の審査に付するものとする。

### (認証審査委員会)

第4条 認証審査委員会は、知事が必要と認める場合に開催することができるものとする。

2 知事は、原則として認証審査委員会の開催前までに認証基準に適合していることを確認した申請について、認証審査委員会による審査に付するものとする。

( 認証の可否の決定等 )

第5条 知事は、認証審査委員会での審査を経て認証の可否を決定したときは、申請者に通知をするものとする。

2 知事は、前項の規定により認証する旨の通知をするときは、様式第4号により認証書を交付するものとする。

( 認証書の保管 )

第6条 認証取得者は、認証書を適切に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅延なく知事に届け出て、認証書の再交付を受けるものとする。

( 認証内容の変更届 )

第7条 認証取得者は、要綱第11条の規定により認証内容の変更の届出をする場合は、様式第5号を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の届出によって、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、認証書を再交付するものとする。

( 認証の更新申請における準用 )

第8条 第2条から第5条までの規定は、要綱第12条の規定による認証の更新申請があった場合において準用する。

( 認証の取消し )

第9条 知事は、要綱第15条の規定により認証を取り消す場合は、様式第6号により通知するものとする。

( 秘密保持義務等 )

第10条 書類審査や現地調査等に従事した者は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以

外に漏らし、又は自己の利益のためにこれを使用してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月31日から施行する。